

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉施設保安規定の変更認可申請に関する原子力科学研究所とのヒアリング
2. 日時：令和4年6月10日（金） 15時30分～17時00分
3. 場所：原子力規制庁 10階南会議室（TV 会議により実施）
4. 出席者
 - （1）原子力規制庁 原子力規制部 研究炉等審査部門
藤森安全管理調査官、菅生主任安全審査官、島村主任安全審査官、
直井安全審査専門職、三好技術参与
 - （2）国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所 次長 他6名
安全・核セキュリティ統括本部 安全管理部 マネージャー 他1名
5. 自動文字起こし結果
別紙のとおり
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
6. その他
提出資料 資料1：原子力科学研究所 原子炉施設保安規定【STACYの運転再開に伴う変更等】
資料2：STACYの運転再開等に係る保安規定変更に係るコメント回答

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	はいそれでは、規制庁シマムラですけれども、原科研保安規定のヒアリングを始めます。よろしくお願いします。
0:00:12	本日、資料ご用意いただいておりますので、まず資料のご説明を簡潔で結構だと思いますので、
0:00:21	お願いします。
0:00:30	はいそれでは2課1課の石井です。今画面共有しましたけど見えてますでしょうか。
0:00:38	いや、ちょっとまだ見えてないですね。
0:00:41	瀬川医師さん上の方に、
0:00:43	アプリケーション、
0:00:46	共有中の画面を確認してもらうんですが、何か違うんだね。
0:00:55	それじゃこれ買ってアドミアクロバットでいいし、それ。
0:00:59	1文金。
0:01:05	はい。
0:01:06	出ました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:01:08	<p>よろしくお願ひしますはい。はい。それでは臨界菅野イシイから説明させていただきます。こちらは資料S T 198-1ということで前回ヒアリングからのコメント反映になります。</p>
0:01:22	<p>コメント範囲の箇所につきましてはこの黄色い点線で示したところになります。</p>
0:01:29	<p>まず、2 ページ、2 ページ目ですが、申請概要につきましては前回もちよっと簡単に書いてあったんですけども、経緯等も含めて記載すること、</p>
0:01:40	<p>ということでまず1 ポツはこれまでの経緯を書いております。</p>
0:01:46	<p>第11編の精神の管理についてはS T A C Y更新にあたってまず溶液系のステージ救世主の原子炉の運転に関する条項を削除したと。</p>
0:01:56	<p>ということでこちらは平成30年の3月に認可をもらっておりますが運転条項を削除したと、いうことを追記してます。</p>
0:02:04	<p>ステージ2段落目、S T A C Yの更新等を新規制基準適合性確認に係る設工認をすべて取得し、S T A C Yの更新工事を進めているところであると。</p>

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:14	本申請の変更内容は令和5年1月のs t a g e運転再開に向けて原子炉運転に必要な事項を追加するものであるということを1ポツでは書いております。
0:02:25	2ポツはS T A C YのT C Aの廃止措置に、のこを少し記載しております。この廃措置に伴って、T C Aの使用済み燃料をS T A C Y施設で受け入れ貯蔵会をすることを追加するものであると。
0:02:39	いうふうに修正をしております。
0:02:43	あとコメント反映とあと、4ページ、ちょっとレイアウトを変えまして、S T A C Yの運転制御というところで反応度制御だとか、臨界近接緊急提示の方法。
0:02:54	こちら前回施設北井いただいたときにも説明しましたけどそのようなことを記載しております。
0:03:02	あと5ページ目がS T A C Yの新旧の太子対比表ということで左側にS T A C Yの更新炉の仕様を書いております。
0:03:12	右側に参考として溶液系S T A C Yの
0:03:16	を記載をしているというところで燃料の装荷本数の違いだとかあと濃縮度、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:24	あとは燃料体、減速材と燃料体ペレットの堆積し、こういったものが違うというところで仕様の違いがわかるような表を追加しております。
0:03:38	あと7ページ、ここら辺は軽微なあれですけども、備考欄、一部空欄になってるところがありましたけれども、全部変更内容等を追加するように記載しております。
0:03:49	8ページ、9ページも同様ですね。
0:03:53	11ページ、10、10ページについても同様になっております。
0:03:58	あと13ページからが実際の保安規定ですが保安規定の記載ぶりになりますが、前回は
0:04:08	この溶液精神になったときに何が変わるかというところを明確にしてみましたので、
0:04:15	わかるように修正してます。その違いが
0:04:19	まず、下線部は本申請の変更箇所、第三条これについては丸々追加で全部河成なりますと。
0:04:26	赤字のところはU S A時間変更箇所になります。要員の配置については下線箇所ないということで単に昔の運転条項を復帰しただけということで今回更新にあたって、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:40	特段見直した記載はないというものになっています。
0:04:44	14 ページの運転手引きの作成についてはこういった赤い文字のところが溶液系の S T A C Y から変更になったと。
0:04:55	いうところになっております。
0:04:57	はい。そういったような作りで全部、15 ページも、15 ページ以降もそのような構成で資料を見て、
0:05:05	見直しております。記載内容自体は変わっておりません。
0:05:10	あと 16 ページ、今度はちょっと赤字の意味が少し変わるんですけども、これは U H S T C から変更ではなくて、先行使用保安規定、これは 3 月 31 日に原科研で保安規定
0:05:25	施設外の有効性評価等とあと貯蔵設備の保安規定を申請してますが、それをちょっと今 s t a g e の目線から先行使用保安規定と呼んでますけど、
0:05:37	これについては先行手法の規定からの変更箇所というところで赤字にしております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:42	特に自然現象等に関する管理とか自然現象が発生した場合の措置、これはさっきの先行資本規制で申請してますんでその差分がわかるように赤字で書いているというところになります。
0:05:55	こっから 17 ページ以降はマターになります。差分の表示になりますというものになっております。
0:06:05	あと大体一緒ですね 18 ページ 19 ページ、これも溶液系からの差分、20 ページも溶液系からの差分、21 ページも、溶液系からの差分になっております。
0:06:19	22 ページの溶液系からの差分、
0:06:22	23 ページ、24 ページ、ここら辺も全部用意してからの変更点というところになっております。
0:06:31	はい。あと、この辺も変更なしで、
0:06:36	そんな。
0:06:39	阿部さん 13 ページからがまた自然現象に関するところなんで、
0:06:43	先行使用からの差分になります。ただ何を追加したかという、原子炉停止にかかる方を追加したというものになっております自然現象で、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:55	火災発生時がこの場合は 39 条には火災発生時で露出の負圧が維持できなくなった場合、原子炉を停止するというところを追加しているというものになっております。
0:07:07	34 ページも自然現象が発生した場合の防止ということで、
0:07:11	自然現象が発生して s t a g e に影響がある場合は原子炉を停止しなければならぬと。
0:07:17	こういった情報を出しております。
0:07:21	35 ページもこれも原子炉停止に関する条項になります。
0:07:34	はい。
0:07:38	資料 1 はい。前回からのコメント範囲というところで以上になります。
0:07:43	で一旦切った方がよろしいですか。はい。規制庁島村です。
0:07:48	はい、じゃあ 1 回じゃここで切りまして、ここまでのところで何か。
0:07:54	確認事項ありましたらお願いします。
0:08:01	規制庁シマムラですけれども、
0:08:04	41 ページからが T - C 関連の
0:08:12	項目になってるんですけれども、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:15	この
0:08:17	T C Aの変更に関しては
0:08:22	前の方のS T A C Yの運転再開の何ページとか、
0:08:31	7 ページから 7 ページから 11 ページにこの
0:08:36	A と、
0:08:38	公安ん許可との整合とか、設工認との整合って、
0:08:46	1 の方に、ステージの運転再開の方になります。
0:08:51	この 2 のピー・シー・エーの方は、特にこういう許可とか設工認の段階 で、
0:09:00	の、何ていうんすかね、約束事みたいなものはないという、
0:09:06	ことでよろしいのでしょうか。
0:09:08	はい。A T Cですけども、そうですね特段ありませんこういった、は い。設工認で特段約束した事項はありません。
0:09:20	はい。なので、はい。ですね結局ですね、
0:09:31	43 ページ見ていただくとですね従来、持ってる燃料に単純に使用済み工 場燃料という燃料の種類を追加しただけの変更になっております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:45	これも痙攣時の点検内容当然、燃料受け入れますんでその点検内容を追加しているというところで、
0:09:53	燃料の種類を追加したというところで、44 ページも、燃料体に追加して新しくつくる T C A の燃料の貯蔵設備の、
0:10:04	貯蔵制限量を追加したということで、特設工認で約束した事項を反映してるというものはありません。
0:10:12	はい、わかりました。はい。その他、何かここまですべて何か確認事項ありますでしょうか。
0:10:28	規制庁の三好ですけども。
0:10:32	今の資料のですね、28 ページ。
0:10:37	もうちょっと、
0:10:40	はい。
0:10:40	ここでこれもこれまでの説明でも使った資料だと思いますけども、
0:10:48	その炉心厚生省と炉心証明書についての
0:10:52	内容が書かれてますけども、
0:10:55	この進行性所とですね。
0:10:58	最初に炉心構成したということで炉心構成範囲を、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:02	決めるということだと思いますけども、
0:11:06	この炉心証明書というのは、
0:11:09	その炉心厚生省の範囲内で、
0:11:13	複数枚作るのか或いは、
0:11:15	炉心構成書と炉心証明書で一対一対応になってるのか、その辺はどういうふう
0:11:23	運用されて、確認したいんですけど。
0:11:28	はい。ステージイザワです。複数枚作ることを考えております。厚生省の中
0:11:37	例えば反射条件が大きく変わるとか、そのような場合は複数の炉心証明書を
0:11:50	そうすると
0:11:52	与信証明書を新たに無心厚生省の範囲内で取るというときは、
0:11:59	例えば反射たEが変わったときとか、
0:12:03	或いは
0:12:06	安全盤ですね、安全盤の配置が変わった時っていうのも炉心証明書を取る。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:14	要件になると思うんですけども、
0:12:17	その辺について少し
0:12:20	具体的に書いてもらった方がいいかなとちょっと思ってるんですけどいかがですか。
0:12:34	はい殊、従来今おっしゃられたように、炉心'の幅が広がって炉心商品例えば温度が変わるとかですね、減速材に毒物があるなしとか、
0:12:47	大きく変わったときにということで炉心証明書は切り直しておりました。これを、
0:12:55	明文化するというお話ですか。
0:12:59	そこですねちょっとこの
0:13:02	パワーポイントでの説明だと、要するに、
0:13:06	確認したときに、
0:13:08	事前と違うとかそういう場合のことの説明はありますけど、
0:13:14	どういうときに炉心証明書を新たに起こすのかっていう、
0:13:17	素行がないとちょっと誤信厚生省って今年へん証明ソノ。
0:13:22	間の関係がですねちょっとよくわからないっていう気がしてるんですよ。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:30	ちょっと 100、すべてを網羅して書くことがはちょっと難しいかもしれませんが、身障名称のその適用範囲を、炉心証明書が従来、炉心証明書はその後証明書は、
0:13:46	どこまでの適用範囲であるというのを証明書に書いております。
0:13:51	そのように炉心証明書の中に、適用範囲を変えて確認するということを、保安規制の手順として定めるというのはいかがでしょうか。
0:14:01	ちょっと
0:14:02	ステージイザワです。今の発言アナグラフ失礼いたしました。
0:14:11	ちょっとその、
0:14:13	下部規定の方でどういう書き方をしてるかまで、ちょっと詳細に見てないんですけど、
0:14:19	やはりその審査証明書というのはどういう、
0:14:22	構成者に対して複数対応するという、いうことはあり得ると思うので、
0:14:28	どういう要件であると炉心証明書を発行するというか、測定値も含めて、
0:14:34	確認するのかっていうそのこの
0:14:37	条件を、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:42	明確にする必要があるんじゃないかという趣旨なんですね。
0:14:48	つまり、どういうときにその新証明書を作成するのかっていうのが、ちよっとこの説明資料でもそうですけど。
0:14:54	よくわからないんですよね。
0:15:06	これはこの解析と違った場合には、というような説明ありますけどそういう、事前説明評価と違った時は次期計画を見直すっていう、
0:15:18	ことですけど、そもそも無人証明書っていうのは、どういう条件が、変更起こした時に作成するものなのかっていう、
0:15:28	そこを明確にする必要があるんじゃないかっていう、
0:15:35	はい。原子力機構ステージイザワです。趣旨理解したと思います。炉心証明書が複数の炉心証明書を炉心構成書に対応するということがわかるようにということと、
0:15:50	あとおっしゃられたことをですね、他の臨界そうちいの書き方を確認しましてどういう条件で炉心証明書を切り直すかという手順を定めたいと思います。
0:16:05	はい規制庁の2施設、その点、少しわかるようにしていただければと思います。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:12	はい、S T A C Yはですね承知しました。
0:16:21	すいません規制庁のスゴウですが、
0:16:24	衛藤。
0:16:26	資料の中でその先行使用保安規定から変更箇所っていうところで、
0:16:34	16 ページと 33 と 34 ページ、35 ページですかね。
0:16:40	江藤様は、
0:16:43	今回の申請、
0:16:45	審査すべきはこの赤文字、
0:16:50	下線、赤文字のところを、
0:16:53	と確認すれば良いっていうこと。
0:16:57	ていう理解でいいですかね。
0:16:59	はいおっしゃる通りです今回、例えば 16 ページは、全部下線で 27 条の 30 はこれ全部申請してるんですけども、第 1 項から第 4 項までは先行使 用で先に申請して、
0:17:14	順番的には先行使用先に認可いただく予定になってますんで、結果的に はこの第 5 項だけが、本当の新規の追加の条項になりますんでこの赤字 のところを審査していただければ、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:27	問題ないかと思います。
0:17:30	規制庁のスゴウです
0:17:32	衛藤 16 ページは何。
0:17:34	がすごいわかりやすいのと、はい。33 ページの 2、2 を見りゃいいんだ なっているこれが追加、
0:17:42	木金か今ルール保安規定から 2 が追加されてんだなわけですけど、34 と 35 が、
0:17:51	いまいちょっとよくわからなくて例えばその 2、43 条の 2 の竜巻に対 してのに対してからこう赤文字になってるじゃないですか。はい。
0:18:04	これは、
0:18:05	今の 3 月 31 日に申請されてるものがもう、何かこう竜巻に対する措置 が記載されていて、
0:18:18	ただ運転に伴って、実はこの原子炉を停止しなければならないとかがあ るんで、
0:18:27	置くか変わるっていうそ、そういうことなんですかね、そういうことで す。今これごめんなさい資料 2 の P D F で見えてますか。
0:18:36	これ見えてないのかな。いや、見えてるんです。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:40	網代展って出てますか。はい。ちょっと待ってますかね。
0:18:50	難聴フィルタベさん 43。
0:18:55	それから、
0:19:08	これが左っかわに先方、これ資料 2 のページが 79 ページになりますけども、こちらに先行使用と運転再開の
0:19:21	差分がわかるような対比を作っております。
0:19:24	3 月 30 日にした申請した先行市町では、単に竜巻が発生した場合は点検をしなければならないと、いうことを書いております。
0:19:37	はい。今回はさらに原子炉を停止しなければならないという二つのこと があるんで、ただ単に各号に分けたというところで、第 1 号に、原子炉 の停止、
0:19:48	第 2 号に施設の点検というところで、分けてますんで両方とも赤くなっ てるんでわかりにくいんですけど実質、第 1 号が追加されたと言う変更 内容になっております。
0:20:02	うん。
0:20:03	規制庁のスゴウです趣旨はわかりました。ということはあれですね、 今、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:10	3月31日のは、認可されてもこっちが認可するまで、
0:20:15	1週間、規定が生きないというかすぐ変わる可能性があるということです。おっしゃる通りです。はい、わかりました。ここ
0:20:24	審査会合の時には前の申請との関係で基本的にはその赤いところを今回の審査対象だということ、ちょっとしっかり説明してもらえればと思いますので、よろしくお願いします。
0:20:43	はい。町長、委員会1課の石井です。承知しました。
0:20:47	はい。それは規制庁のスゴウですつづいてなんですけど47ページ最後のページの、
0:20:54	スケジュールについては、その数先日、核管部門、各館じゃないって、次、うち、
0:21:04	実管部門でしたっけ、江藤行政相談でロシアの話とかあったと思うんですけど、そこを踏まえ、
0:21:14	ではまだここはスケジュールは、今の現時点では変わらない、ちょっと変えよう帰れないっつうような感じでよろしいですかね。
0:21:22	はい。先日ちょっと審査班の審査班の方にもちょっとスケジュール変更の相談したんですけども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:33	今のちょっと機構内でまだ調整中のところありますけど、
0:21:40	令和5年度の1月、令和5年の1月、
0:21:44	に運転再開を、今もう1回目指すというところで頑張るというところ で、このスケジュールになっています。
0:21:54	規制庁のスゴウです。あれですか
0:21:58	今のところ、このスケジュールは変わってないっていいんで すね。はい。
0:22:03	わかりました。ありがとうございます。
0:22:11	はい。
0:22:12	いや、とりあえず、ここまでで、規制庁シマムラですけれども、
0:22:17	それではもう一つ、資料を準備していただいていますので、次の資料の説 明をお願いします。
0:22:28	はいそれではS T A C Yのイシイです資料2の方の説明いたします。
0:22:34	1、
0:22:45	はい。前回いただいたコメントについての回答になります。一つ目のコ メントを先ほどもありましたけれども、U L K S T A C Yと更新ステー ジの保安規定条項の比較表を作成して、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:00	変更理由を説明することと。
0:23:03	ということでこれについては別紙 1 に示した通りになります。先ほどもありましたが、
0:23:18	P D F の 22 ページを見ていただきますと別紙 1 の中身になってございます。
0:23:23	左側に養鶏のステージ、旧原子炉で運転していた頃の保安規定になっております。
0:23:31	右側に更新のステージ今回、4 月 26 で申請した条文を記載しております。
0:23:39	変更箇所は下線になります。赤字が変更箇所のうち、今回申請した箇所になります。
0:23:50	なので基本的に審査の際にはこの赤字のところを見ていただければ良いという資料のつくりになっております。
0:24:01	はい別紙 1 についてちょっと細かいことは説明しませんが、そういったところで、赤字のところに注目していただいてその変更理由については備考欄に記載していると、そういう資料構成になっております。
0:24:18	続いてコメント 2 です。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:22	ほぼ、
0:24:24	コメント 2 が原子炉運転中の遵守項目というのが保安規定の中にございましてその中で対象が特定施設だけになっていると。
0:24:34	いうところで原子炉本体も確認すべき事項があるのではないかとコメントをいただいています。それについては従来は運転手引きで記載していたものかもしれないが、
0:24:44	保安規定に定める事項があるかもしれないので運転中に確認すべき項目を整理して示すことというコメントをいただいています。
0:24:53	回答になります。まず、原子炉運転中に確認すべき事項を表に示すという事で、表 2 に原子炉運転中に確認すべき事項ということで主な確認事項をまとめております。両括弧 1 の運転開始から
0:25:08	6 (11) の運転終了までですねこういったところで臨界実験装置運転するというふうになっておりますがこの中で両括弧 3 の 9 はイシイの動作確認。
0:25:22	は
0:25:25	一番重要なステージが

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:30	水位制御で運転するということところで一番重要なところになる手順というところ、 ここで今回補正してですね、この9半数給水動作の確認と、
0:25:40	いうのを本体施設の点検項目として追加したいと、いうふうに考えております。
0:25:46	運営の流れとしましてはまず両括弧1で運転監視で、操作盤に高野モードキースイッチというのがあってこれを運転に切り替えるというところ で運転開始になります。
0:25:59	両括弧2給水準備、起動用中修正資源を挿入し、計数率を確認すると。
0:26:06	安全引き抜いて待機状態であることを確認する、給水定数値まず初回給水停止スイッチの40ミリ。
0:26:16	のところ設定されていることを確認して、両括弧3が大事な手順なりますけども、給水流量を確認すると。
0:26:24	ということで、高速と低速臨界実験装置の場合はですね、その炉心によって給水流量を変更しますんで、ちゃんと設定した流量が出ているかというところ、 高速と低速それぞれを確認すると。
0:26:37	ということになっております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:39	あと二つ丸に入れ替えるというのが初回永久推定水水の 40 ミリまで給水した後、一旦、旧通常排水弁と休息合図弁を開として、
0:26:51	給水できることを確認する、確実に原子炉が停止できることを確認するというので排水を動作確認をすると。
0:27:00	いうものになっております。この確認が終わった後に臨界建設で段階的に給水して、臨界水位の推定値を決定するというような、
0:27:11	あります。
0:27:14	この後は運転の手順になっております、運転の手順になってきますけどこういった手順をたどるといふうになっております。
0:27:26	先ほど説明した通りなんですけども、この給排水手順についてはリッジ工程臨界建設に移行するホールドポイントとして重要な運転手順であると。
0:27:37	いうことからこの手順は保安規定に定めて運転中の点検というところで、
0:27:44	新たに定めたいというふうに考えております。
0:27:59	あとコメントの 3 が本申請の保安規定で対象としての炉心等、今後の保安規定の変更要否について説明することと、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:09	いうこととして、まず一つ目の通りで本申請では現行許可申請書で構成中の構成可能な炉心をすべて対象としておりますと。
0:28:19	あとで本申請の炉心構成条件と許可申請書の炉心構成条件の比較を表3に示すということで表3を見ていただきますと、
0:28:31	一番左側に炉心構成の項目を記載しております。それに対して、右側に許可申請書の項目。
0:28:41	さらにその右側に保安規定を記載。
0:28:45	規定の記載を記載してると。
0:28:47	いうところで、許可申請書で申請している内容と全く同じようなことが保安規定には記載しておりますんで、許可申請書で構成すると言ってる、炉心はすべて保安規定で構成できるというものになっております。
0:29:05	一方ですね設工認でどういうふうに記載してるかっていうと、一番右側が基本の浸漬ということでこれが設工認で認可を受けている設炉心になります、
0:29:17	許可申請書とかでは、例えばウランの濃縮度10%となっておりますが5
0:29:26	ウェイト%になったりだとか、 中性子毒物、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:28	添加棒状燃料は転嫁できないというところでもう少し狭い範囲の、
0:29:34	炉心を基本方針 1 としております。また違った写真を作る場合は基本方針 12 と 23 ということで順次設工認を追加していくと。
0:29:45	いう対応になっております。いずれにしてもこの基本方針をふやしていてもですね、保安規定は許可申請書と同じ記載になってますんで今後保安規定を変更する必要はないと。
0:29:59	いうふうに考えておりますというところです。
0:30:03	最後の青木に書いておりますのは正しい今後の実験計画において実験用装荷物とかを新規に製作して、保安規定のソフトで新たに担保しなければならぬ事項等が生じた場合は、
0:30:16	その事項についてはこの規定に必要な事項を定める必要がありますんで変更申請手続きを行うということを考えております。
0:30:32	あ、はい。で、続いて、次のページ 6 ページになりますが、
0:30:40	設置許可後、設置許可及び設工認で記載した炉心特性値、核的制限値を満足することについて炉心厚生省炉心証明書の記載事項で十分であるか判別できないと。
0:30:54	保安規定と運転手引きに記載する事項を整理し説明することと。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:59	いうところで炉心構成書と、炉心証明書について保安規定と運転手引きの記載事項を表 4-1 と表 4 にそれぞれ記載しております。
0:31:09	保安規定の記載事項運転手引きでさらに詳細化することによって設置許可は設工認で記載した炉心特性値、核的制限値を満足していると。
0:31:21	ということがソノであるという説明になっております。
0:31:25	表 4-1 が炉心構成年章になります。一番左側保安規定の記載事項両括弧 1 の両括弧 1 から、
0:31:35	両括弧 6 までが保安規定に項目として書かれております。さらに右側が運転手引きの記載事項。
0:31:45	例えば保安規定での炉心構成としか書いてないんですけども運転手引きでは炉心構成の具体的な中身ですね。
0:31:54	格子盤をどういったものを用いるだとか棒状燃料の種類だとか濃縮度本数、
0:31:59	安全盤の枚数だとかそういったものをどうするかというのを記載するようになっております。
0:32:06	同じく給水制限だとか、過剰反応度過剰反応度については過剰反応度に限らず、反応度も含めて、記載するというのが運転手引き、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:17	で定めるということを今考えておるといところです。
0:32:21	さらには炉心構成者にはですね、添付計算書というのをつけまして、炉心特性値の変化範囲が、許可が保安規定で定める値を満足することを確認するといところで、
0:32:35	こういった添付計算書をつけまして、和親特性値がちゃんと変化範囲に入る、許可の範囲は入る見通しがあることを示すといものになっております。
0:32:49	この添付計算書については設工認の第3回で炉心設計の店舗計算書を示しておりますがそれと同等の内容。
0:32:59	の全部計算書をつけて、
0:33:03	特炉心特性値が十分変化範囲に入る見通しを得るといような内容を今考えております。
0:33:17	当表4-2が炉心正面所になります。こちらも炉心構成者と同じようなことの作りになっておりますが、一番左側に保安での記載事項で両括弧1から、
0:33:30	両括弧6まで、運転手引きではさらにそれを詳細化した内容になっているものになってございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:41	で、
0:33:47	あと、PDFの94ページをご覧いただくと、最後のページ、最後の方になりますが、
0:33:54	炉心構成書の案ということで、運転手引きの様式を載せてございます。
0:34:01	実際には進行性こういった項目について、
0:34:06	炉心構成の範囲をここに記載するというようなものになっております95ページの続きですね、さらにこの2点計算書をつけて核的制限値を水源、各特性値を満足することを確認すると。
0:34:23	いうものになってございます。
0:34:27	同じく96ページに炉心証明書をこういった記載で、なってます、核的制限値を満足することを確認するというような様式になってございます。
0:34:57	続いて、10ページになります。
0:35:04	ロシアの燃料が調達が難しくなったというところで新規製作のボード燃料等を既設の棒状燃料で構成できる。
0:35:13	炉心の違いについて説明することということでこれはヒアリングでも口頭で回答した通りなんです。新規製作の棒状燃料は900本を製作するこ

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	とを予定しています。一方で、既存の燃料っていうのは400本しかありませんので、
0:35:29	400本しかありませんと。その違いはというと表にここに記載しました通り、主要数行とか主要材料基本的には同等のものになりますんで、
0:35:44	簡単に言えば本数が異なるだけというものになります。
0:35:47	なので更生可能な炉心の大きさが異なるという、
0:35:52	いうところになります。
0:35:57	はい。続いてコメントNo. 6が先行使用関係と運転再開保安規定の作動に対応せ、材料を作成することと、
0:36:07	ということで、こちらはさっき資料1の方で少しお見せしましたけども、別紙2に、対比表を示しております。
0:36:18	赤字のところを確認していただければ、
0:36:32	64ページに別紙2がありまして、左側に先行使用を右側に運転再開の保安規定というところで赤字のところは差分の、今回追加で申請するところになりますんでこの赤字のところを、
0:36:48	審査していただければ良いという内容になっております。こちら別紙2の中身を、説明は割愛させていただきます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:10	続いてコメントナンバーの7ですが先行使用、保安規定の認可後には運転再開保安規定の補正が必要なこの手続きについて説明することと。
0:37:21	ということで回答になりますがs t a g eの新規制基準適合性審査に係る保安規定の変更については先ほど来から申し上げてる通り、①の先行使用保安規定と、
0:37:33	②の運転再開保安規定の二つを今申請して、個別に審査をしていただいているという状況になっております。
0:37:41	これらについては同時期に申請されているところ、ことになっておりますので、①の先行使用の保安規定が認可となった場合に、
0:37:51	②の運転再開保安規定の申請によって、最近の保安規定は、
0:37:56	これ今のように上書きしてしまわないよう、
0:37:59	最新の情報に構成して、②の運転再開ホームページを補正する手続きを行うと。
0:38:06	いう手続きを記載しております。
0:38:10	次のページに変更申請の状況ということで①の変更申請で、主な変更申請の内容、両括弧1から両括弧6を記載しております。
0:38:22	下に②の運転再開保安規定。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:25	の変更内容を記載しております。この中で①先行資本規定の両括弧 6 と、②の変更内容の両括弧 1、こちらが 11 点で、
0:38:36	19 するところになります。
0:38:39	下の線表を見ますと、①の先行使用保安規定というのは今、6 月下旬に 補正をする予定で準備を進めておるところです。
0:38:52	7 月末ぐらいに、認可をいただいた後はこの認可いただいた内容を、② の運転センター保安規定に反映して、補正して最終的に認可というところ でこういった手続きになるというところで線表を示しております。
0:39:12	はい。あとコメントナンバー 8 ですが、自然現象等が発生した場合 の措置、第 43 条について当該条項に記載していない他の自然現象が発 生した場合の措置について説明すること。
0:39:26	ということで回答になりますが表 8 に示す通り第 43 条に記載していな い、その他の自然現象等によりステージの安全機能が損なわれる恐れは ないと。
0:39:37	いうところになります。で、表 8 をご覧いただきますと、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:42	左側に許認可で設計上考慮をすべき自然現象等を記載しております。右側に設計方針でこの設計方針の中身は新規制基準で行政確認の設工認から転記したものになります。
0:39:59	この中身を確認していただくと、
0:40:03	防護措置が必要ないだとか、風については建屋で守られる、特にソフトの対応が必要ないと、いずれもそういったものになっておりまして、
0:40:13	ソフトで対応するものがないため保安規定にはこれらの自然現象等は記載していないというものになっております。
0:40:24	あとそうは言ってもというところで長きに記載してるんですが気象庁が発表する気象警報の状況等から風水害が発生する恐れがある場合、
0:40:37	激しい気象条件で、そういった場合についてはですね、
0:40:42	そういった場合の対応については、保安規定に定める品質マネジメント文書で事故対策規則というのがございます。さらに三次文書で風水害等の景観要領と、
0:40:55	いうものがございまして、これで異常気象自然現象については、
0:41:01	対応するというものになってございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:09	16 ページがその三次文書である原科研の風水害警戒要領ですね、個人の中で、風水害っていうのは暴風竜巻、豪雪洪水、
0:41:21	等の自然現象、こういったものが発生した場合で、
0:41:25	施設管理者等は点検を行い、というところで点検と報告が義務づけられているというものになっております。
0:41:37	西郷コメント 9 です火災に対する体制、対応、教育訓練について言語本店の該当動向を説明することというところで、まず、体制については現行保安規定の第 1 編、総則のところになります。
0:41:53	その欄のところの第 7 条で臨界課長は、必要な保守管理を行うというところが書かれておりまして、
0:42:02	この備考に書きました通りステージでの火災規模っていうのはその火災原因は電気系統の過電流や静電気と静電気を想定しています。これ設工認に記載しておるんですが、
0:42:15	こういったものを想定していて一般施設と同等であり、通常の保安管理体制で初期消火活動が可能であるということで、この保守管理体制を整えておれば、
0:42:25	火災への対応が可能であるというふうになっております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:29	あと同じで第 1 編の中で事前の措置というところがありまして 39 条で、あらかじめ、次の確保に係る措置を講じておかなければならないと。
0:42:41	いうことで、現地対策本部の設置等とかその要員の確保そういったものが
0:42:47	39 条には記載されていると、いうようになっております。
0:42:52	あと同じく第 1 編に A I I 棒ということで第 40 条に通報に関することが記載されているというふうになっております。
0:43:04	あとは火災が発生したときの対応、こちらは S T A C Y の第 11 ページに書いておりまして、火災発生時の措置ということで、説明火災が発生した場合は先ほどの第 1 編の 40 条に基づいて関係者に通報、
0:43:20	するとともに初期消火と延焼の防止に努めなければならないと。
0:43:25	その後、施設の損傷も確認しなければならないということが現行の保安規定に定められております。
0:43:32	三つ目、教育訓練につきましては第 1 編の総則のところ、保安教育実施計画という 32 条がありまして、その中で別表第 5 に定める保安教育を実施するということが記載されております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:47	備考欄に書いてあります通り別表第 5 に定める保安教育の項目の中で非常の場合に講ずべき事情の場合に交付べき処置に関する事という項目がありまして、
0:43:59	この中の教育で火災発生時の措置等を教育しておるといふようになっております。
0:44:07	保安訓練については 33 条にありまして非常事態を想定した総合訓練を実施し、ということでこの非常事態、火災を想定するか、放射性物質の異常放出を想定するか燃料ということでもありますけども、
0:44:21	そういった総合訓練を実施するといふようになっておりますし、
0:44:25	あとは個別に要素訓練になりますが消火訓練は通報訓練、召集訓練や避難訓練等の保安上の分保安上必要な訓練を実施していると。
0:44:38	いふものになっております。
0:44:40	資料 2 の説明以上になります。
0:44:44	はい。規制庁嶋村です。はい。説明ありがとうございます。それでは、確認事項ありましたらお願いします。
0:45:00	規制庁の三好です。ちょっと何点か、
0:45:05	確認したいんですけども、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:08	まずですねコメントNo. 2、
0:45:12	なるほど。
0:45:13	に関して表2という
0:45:20	ものは載ってますね。
0:45:37	それで先ほど、
0:45:40	両括弧3の、
0:45:42	清原石堂さんについては、この中に追加したっていう説明があったかと思うんですけども、
0:45:49	ここでね、この表についてなんですけど、
0:45:54	運転手順と主な確認事項っていうことになってますけども、
0:46:02	この中にですね、
0:46:05	項目で、
0:46:08	要するに必ず操作として、測定として入るものと、
0:46:14	下の各欄でですね、各運転で、
0:46:17	毎回はやらずに、何らかのタイミングで、
0:46:22	やるものとか5、
0:46:26	両方入ってるように、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:28	思うんですけど。
0:46:31	ちょっとその辺はどこかで、
0:46:35	抜くペースというか、区分できるようになってるのかっていうのは、
0:46:41	最初の質問なんですけど。
0:46:51	年間のイシイですけどこちらについては運転手順によってですね両括弧 1から6(11)までは全部やるとは限らないんですけども、ただ例えば
0:47:04	今でも基本的にはこの両括弧6の委員会調整までは通常行うままで、両 括弧の中、
0:47:12	ですね、両括弧7の反動表反応度評価までは基本的には毎回やる項目に なってます。
0:47:18	要はこっちの可動装荷物の反応度測定とかっていうのは可動装荷物を使 う場合と使わない場合で、
0:47:27	測定するしないはありますけども、
0:47:32	はい。そうですね。実験計画に応じてそのやるやらないはありますけ どもこの項目をやる場合は基本的にこの右側の確認項目は確認するとい う手順になろうかと思います。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:46	規制庁の伊田ですけれども、はい今申し上げました通り必ずしもやらない。例えば安全万能反応度価値測定というようなものはですね定検のときにやるというものですんでわかっておりますけれども、
0:48:01	はい。
0:48:04	今1日1回以上点検するということですね、
0:48:10	同時通に複数ラグーンやる時には、省略するものもございます。ちょっとそのあたり、わかるようにしてご説明して差し上げたいと、ちょっと資料を変えて、
0:48:23	はい。
0:48:24	ここは木部空するようにして資料直したいと思います。
0:48:29	規制庁の三好です
0:48:33	今言われたように、定検定検時というか、いわゆる誤診証明を取るときにやるものとか、
0:48:41	は当然かくらんでやらないっていう、
0:48:45	ねそれと、
0:48:46	阿藤ですから9番の。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:50	安全ば反応度特定っていうのはそういうタイミングで考えてるということだと 思うんですね。
0:48:58	あと1日今の話があった。
0:49:02	1日に複数ラインあるときに、
0:49:05	1日最初に機能確認をする。
0:49:11	1日以上1回以上って言われたけども、
0:49:13	それで
0:49:16	1回以上というのはちょっとよくわかりませんがその前、運転前に運 転の最初の欄で確認することで、2回目以降はしないとか、そういうも のも例えば先ほどの
0:49:28	加えられた両括弧3番なんてのは、書く欄でやる。
0:49:35	必ずしもやらないと思うので、その辺を、いわゆる深度というかです ね、やる。
0:49:41	どういうところで、
0:49:44	これこれ挙げた項目について、実施するのかとその辺は
0:49:52	わかるようにする必要があるんじゃないかというふうに思うので、その 辺の説明なり、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:58	お願いしたいと思います。
0:50:02	はい、ぜひ伺います。頻度的なところがわかるような情報を加えたいと思います。
0:50:10	あと 2 番目ですけど、
0:50:23	三好さん。
0:50:26	音声途絶え、すみません、コメント No. 3 のですね。
0:50:31	に関して、
0:50:34	5 ページに表 5-3 というのが、
0:50:37	ありますけども、
0:50:46	この表の 3 というのはこれは、今回説明用の資料として作ったっていうものを理解すればいいです。
0:50:56	とは、ステージのイシイですけども、そういう説明用に許可申請書と保安規定のものが、同一であるというところで説明資料になります。
0:51:12	わかりましたそれですね
0:51:15	その許可書の書き方にもよるとは思いますけども、
0:51:21	例えばこの中でですねいわゆる炉心構成条件って書いてあるので、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:27	ちょっとこの中で抜けてるんじゃないかなと思うのは臨界水位の制限なんですけども、
0:51:34	それは、
0:51:37	ここに、
0:51:38	記載されてないというのは何か理由があるんですかね。
0:51:44	いや、それは、
0:51:46	ロシア委員会 1 課の石井なんですけども、そこはですね炉心構成の一部というところで、ここには記載してないですね。
0:51:57	40 センチから 140 センチというのは当然保安規定では出てこなくて運転手引きで出てくる記載になります。
0:52:07	40 から 9、140 ってのは保安規定に出てきてないんですか。
0:52:12	今出てきてないです。
0:52:14	ちょっとそれもちょっと後で少し確認しようと思ったんですけども。はい。
0:52:20	いわゆる臨界杉野制限っていうのは、この燃料棒の本数の制限、
0:52:27	同様にですね。
0:52:31	あとその残食代の人がいろいろとか、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:35	核的制限値の評価に使用した
0:52:39	うちの条件としては、非常に
0:52:44	何ていうんすかね、こういったものに比べて軽いものじゃないと思うので、
0:52:50	その辺についての説明を
0:52:54	私はいると思ってますけど、その辺検討。
0:52:59	認識して、
0:53:01	いただければと思います。
0:53:05	要するにこの庄野さんが説明しろということであれば、その辺についてもUDトーク動いてもらった方がいいかなと思いますけど、
0:53:15	急い。
0:53:17	その他の中で見ればいいという考え方であればそれでも結構ですけどね。ちょっとそういう、
0:53:27	ちょっと今の話では理由にはなってないんじゃないかなというふうに思います。
0:53:34	うん。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:35	はい薄井湯沢です。委員会付議についてちょっと検討させていただきます。委員会S Eは他のものと仕方が違うところとして規定しのそ。
0:53:48	で運転した結果ですね、運転したときの測定結果というものなので、その炉心を構成するときの条件として、
0:53:58	載せるのは言い方が経路が違うのではないかという、それでちょっと今別立て扱いにしてあると、ええなと思います。で、臨界手技が40、
0:54:09	140の間をねらわなければいけない、そして臨界近接注文して探れることがわかったら運転止めなければいけないという意味では確かに重い設定値であるということになります。
0:54:21	従いまして委員会の部位の範囲が外れないようにはいたしますのでちょっと毛色、今まで書いてなかったんですけどもちょっと書き方検討させていただきますと思います。
0:54:33	はい町長のミヨシじゃその辺は考え方整理して
0:54:38	最初かどうかは、
0:54:41	そちらで考えていただければと思います。
0:54:44	はい。提示は承知しました検討いたします。
0:54:47	それからですね、ちょっと先ほど言った5ページの、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:58	運営と、
0:54:59	うん。
0:55:05	そうそう、あんまりソノじゃなくてね、5 ページ、2、5 ページと、そのあとに表 4-1。
0:55:17	7 ページですか、ここに表の 4-1、4-2 で炉心構成者を証明書ってありますけど、これは、これも説明の資料として書いてあるもので、
0:55:30	これが保安規定に書かれているものでは、
0:55:34	ないっていうそういう理解でよろしいんですかね。そうです今保安規定に書かれてるのはあくまでこの両括弧一番左の (1) から (6) 。
0:55:42	を書いております。
0:55:44	そういうことを予想すると、7 ページのところに臨界していて、いうことで 40 から 140 でこういう整理されてますけど、
0:55:55	これはあくまで運転利益に書かれてるというそういうことになってるそうです。保安規定では炉心構成という項目だけ書いて運転手引きでその項目が詳細になった時に臨界推移というのが、初めて出てくると。
0:56:11	いうふうになっております。わかりました。そうずっと、保安規定には、先ほど説明あったように、海水のこの制限は乗っかっていないとい

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	うのが今の現状だということですか。現状はそうなっております。わかりました。
0:56:30	それからですねせえっと、もう1点ですけど、
0:56:42	先ほどの説明で、
0:56:46	炉心構成シャローの何とか、
0:56:50	無心証明書の案というのがありましたけど、あれは運転手引きに添付されているものっていうことでよろしいですか。
0:56:59	はいおっしゃる通りこちらは運転手引きに定められる様式です。
0:57:07	わかりました。
0:57:10	それですってちょっと御これお願いなんですけど、今、先ほどのんこともそうなんですけど、保安規定で、
0:57:20	ホテル、変更箇所は、示していただいているんですけど、
0:57:25	この保安規定でのその運転に関する
0:57:29	表記とですね等運転手引きでの記載っていうのを一応ちょっと確認をしたいんですけども、それを提供していただくことってできますか。
0:57:41	今まで運転の前後に間運転中と運転前後に関わるものと、あと炉心構成に関わるもの、関係するところだけでもいいんですけども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:52	ちょっとどういう形になってるのかっていうその部分を確認したいんで、その辺の資料をいただきたいんですけども。
0:58:02	鳥飼棚橋ですけども、少々お待ちください。
0:58:20	はい。STACYの伊沢です。あくまで案ということになってしまいますけれども運転関係のところの文案をお示しすることにしたいと思えます。
0:58:36	規制庁の三吉です。それはぜひお願いしますし。
0:58:41	それとあと、これ最後細かいところなんですけども、
0:58:46	COM本ナンバー5ですね、10ページ。
0:58:51	いいですかね。
0:59:02	他に
0:59:12	1日じゃない。
0:59:16	燃料の使用の比較がちょっとどっかにあったと思うんですが10ページ。
0:59:21	これは
0:59:25	設工認の時の、いわゆる設計仕様書が書かれてるということなんですか。はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:34	真ん中って言うかこのボードへの新規制作は設工認の記載内容が書かれています。
0:59:43	右側は既設の棒状燃料で、当時はここまで詳しく書いてなかった項目がありますんで、そこは我々が燃料調達した時の値から拾ってきたものがあります。
0:59:59	例えばこの燃料ペレット重量なんていうのは、当時設工認の申請書には記載してなくて、
1:00:05	うちが調達した時の仕様書からちょっと拾ってきたものになりますんでちょっと役をつけて、
1:00:13	これぐらいというところをお示ししております。
1:00:22	規制庁のミヨシです
1:00:25	もうほとんどノミナルとしては変わらないということはこれで読めるんですけど、一応設工認のいわゆる設計仕様ということなので、
1:00:36	これでいわゆる許容許容誤差っていうかですね。
1:00:40	今回の申請での、今回各工場燃料の新規製作での許容誤差、それから、既設のものの測定値があればそれでも結構ですけど、
1:00:51	その辺を、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:54	表に、
1:00:57	入れておいてもらえないかということがあるんですけどいかがですか。 主要寸法、臨海1課の石井ですけども、
1:01:07	主要寸法と、この燃料ペレットは、プラスマイナスつけることは可能ですけど、ペレット重量はちょっとつけられないかもしれない。ちょっと確認しますけれども、
1:01:22	重量は特に生産上関係ないんで。はい。今の、
1:01:28	被覆管と、ペレットの
1:01:32	密度、はい。
1:01:35	うんのノースことはもう飲んだりと同じですけど、
1:01:40	その辺のところで、
1:01:43	ちょっと後の話、他の話にもちょっと関係してるんで、いわゆるそのこの違いがな。
1:01:51	あるかないかっていうその判断ができる。実際のですね、設工認の条件としての、
1:01:57	違いがあるかどうかというのが、
1:02:01	わかると。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:04	情報としては有用かなと思うんで、可能な範囲で結構なんですけど、お願いできればと。
1:02:10	委員会指示ですけどもそうしました背後さを、も含めて記載するように修正します。
1:02:21	その点お願いします。あとちょっとさ、先ほどの説明で1点ちょっと確認したいんですけども、
1:02:30	ナンバー3のですね。
1:02:33	コメント対応に対して、
1:02:38	いわゆるその保安規定、
1:02:41	先ほどの基本炉心、
1:02:44	1以外にちょっとどこ、何ページだったんですかね。
1:02:50	いわゆる、
1:02:52	番地てのはそうそこですね。
1:02:55	ジュケンヨウ装荷物の新規作成に対しては新たに終わってくると。
1:03:01	これ、
1:03:03	今基本炉心1ということですけど基本炉心2項の、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:10	ものがジュケンヨウ装荷物だけじゃなくて、どこまで考えられてるかってのはちょっと今わかりませんが、
1:03:17	あくまで今の保安規定っていうのは、基本方針1 に対しての範囲での保安規定で、それ以降、
1:03:27	やっぱり炉心の構成が、これを、
1:03:31	二つするというかこれを良いものが広い範囲になったときは、保安規定の見直しを必要に応じて行くと。
1:03:38	いうそういう理解でよろしいんですよ。
1:03:43	臨界課の石井ですけれども、基本、いや、ちょっと違うのかなと思うんですけども、今の申請してる保安規定学校の、
1:03:54	あるんですけども、これは許可後、全く同じ炉心構成状況になってますんで、今後大きくパパッと全く同じ条件で23と増えていっても、当然許可の範囲を超えることはありませんので、
1:04:10	基本的に保安規定の変更は不要だと、いうふうに考えています。
1:04:16	はい。芦田です。ただ遊佐委員おっしゃられましたように、事件総括の追加等があって現行保安規定で読めない設備を炉心に乗せるというようなことがありましたら当然保安規定変更いたしますので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:34	特段、おっしゃる通りかなと思います。ただ、石野申しましたのはその 目的制限値とは教科書に合わせておりますので、通常運転する限りはも う逸脱することはありませんので、
1:04:49	かなり多くの炉心がこのまま現行保安規定で読めるかと思います。
1:05:12	またマイクが兵頭です。
1:05:20	基本炉心位置の配慮、どうかということで今議論してるわけですけど、 事業総括、
1:05:28	使う。
1:05:29	ということになったときに、
1:05:46	そうですね。失礼ですが停止イザワです。ニュース作業ご発言されてま すでしょうか。
1:05:57	音声の調子が、マイクの調が悪い。
1:06:02	三吉さん聞こえますか。
1:06:12	すごい。
1:06:21	ミヨシさん、聞こえますか。
1:06:30	ちょっとマイクのスイッチが
1:06:33	マイクは多分ミュートンなってるかと思うんですけど。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:57	三好さんどうでしょうか。聞こえますでしょうか。
1:07:02	つまり、
1:07:16	すみませんちょっと三好さん、ちょっとマイクの調子がよろしくないよ うなんで
1:07:23	すいません、時間もあるのでその他、コメント、確認事項ありましたら お願いします。
1:07:32	規制庁の藤森ですけど、今の
1:07:36	コメントNo. 3についてなんですけれども、
1:07:42	日本炉心、一井、
1:07:45	の話は書いてるんですけど
1:07:46	ちょっと全体像がやっぱりちょっとわからなくて、今後本当その基本 炉心にとか、その修正し、交通、
1:07:56	転換工場燃料を作るつもり。
1:08:00	なのか、或いはその実験用装荷物を今後再設工認に出すのか、それとセ ットで今回の保安規定が、どこまでカバーしていて、
1:08:10	今後こういう設工認やった場合には、保安規定の変更をすることを考え ているっていう。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:18	この全体像を示してもらいたいですけど。
1:08:23	例えばその基本炉心にとか、
1:08:26	仮にその基本方針 2 とすると、どういうその機器、
1:08:30	炉心、
1:08:31	設工認になるなんて、どう影響するのかって、今の時点では何か計画はない、ないんですかね。
1:08:43	はい。印象聞くイザワです。
1:08:48	基本方針 2 というものの具体的な計画はございませんけれども基本炉心に、例えば基本炉心位置は講師坂ですね棒状燃料並べる講師坂小城。
1:09:01	限定して、鉄棒にお出ししております。
1:09:05	ということは、新しい講師版を作ったりいたしますと、
1:09:10	基本路線 2 というものをお出しすることになろうかと思えます。正しいですね今画面にお示ししておりますように、S T A C Y が守るべき核的制限値等は許可書等そのもの、
1:09:26	今申請を出している保安規定は同じ記載にしておりますので、そういう条件では基本炉心には現行の方は今お出ししている保安規定の中に入ろかなと思えます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:39	その上に保安規定許可書を見て、作っておりますので、
1:09:44	遠くの基本炉心が開き、多くの炉心がこの保安規定の中に入ることでも し許可書を変えるレベルになりましたら当然、変えますってそういうも のでございます。
1:10:01	うんパワポの資料でも基本方針って言い方があるかもしれないですけど、 段階的に
1:10:10	実験範囲を拡大ということで何か縁が重なった図があったりするじゃな いすか。本予算を受ける範囲として(2)(3)みたいなふうを書いてあ って、
1:10:21	ちょっとそういうの関係で、全体的に
1:10:25	中性子毒物についても、設工認を今後受けて作るつもりがあるのか或い はもうないのか今の値では全くないのか。
1:10:35	ちょっとそのその全体像がちょっとよくわからないんですよ。この基 本方針なのでそこにおける範囲(2)(3)と書いていて、それは本当に 今の時点で計画があるのかないのかそれがその保安規定に、
1:10:48	影響するのかもしれないのかっていうところで全体像でこう説明していただ けるとありがたいんですけど。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:55	はい
1:10:58	はい。おっしゃることは理解したかと思えます。はい。全体像というにはいささか大きさが足りないかもしれませんけれども、
1:11:10	今私どもの考えている、計画している範囲についてはご説明できるようにしたいと思ってちょっとすいません資料がなくてあれなんですけれども、
1:11:19	想定をちょっとこれよりはもうちょっと具体的な書き方でご説明したいと思えます。
1:11:27	ちなみにこの中性子毒物添加棒状燃料というのは、
1:11:31	直近なり今の時点で計画はあるんですか。
1:11:35	なるほど。
1:11:37	はい。ステージイザワです。現在作る計画はございません。近年作る金作る計画はございません。はい。
1:11:45	なるほど。
1:11:46	その辺がちょっとわからない。基本許可の範囲でも枠取りの今保安規定を定めている。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:54	のかどうか、ちょっとどの時点で作る計画があるのかどうかも含めて、 ちょっとそこがワーカー。
1:12:01	た方が、その辺、そういうことで前回ちょっと
1:12:06	資料をお願いした。
1:12:08	つもりだったので、ちょっと言葉足らずだったのかもしれませんが、 それはそうではない誤解いたしましてもう少しわかりやすくご説明でき るようにしたいと思います。
1:12:23	逆ちょっと一般的なところで、さっきの 10 ページの燃料の仕様表で、
1:12:30	既存の棒状燃料等、新規製作の棒状燃料で、
1:12:36	特にその充填圧とか、被覆管の合金が変わったりしてるのはこれは何 か、
1:12:43	大きく変わってんのは、
1:12:45	どんな理由で変わったんですかね。
1:12:49	ステージイザワでございます。既設の棒状燃料の充填アップが高いです けれども、これ PWR をもって作ったということで高いと理解しており ますが新しく作る棒状燃料は常圧で用いるものですので、
1:13:06	ヘリウムリークができればいいということで、下げております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:10	それからジルコニウム合金でございますけれども、これは作る国によって、入手できるものが違いますので、既設の棒状燃料ジルカロイの方で作りましたが、
1:13:22	新福の棒状燃料はその国で手に入るジルコニウム合金を使うということで仕様を変えてございます。
1:13:32	なるほど。
1:13:33	わかりました。ちなみにみ密度わあ、1%上がる。
1:13:39	これも単なる政策上の都合っっちゃうだけなんですかね。
1:13:45	はい。原子力行為いただきますはい。その通りです。はい。ここの工場です。つくれるテレ東で都合で作りました。
1:13:57	はい。ありがとうございます。
1:14:04	はい。規制庁安村です。三好さんですかどうぞ。
1:14:09	いいですか。はい。先ほどの現行保安規定の適用、今後の実験計画と、対応させてどう考えてるかっていうその資料を少し作っていただくって いうことですが、
1:14:23	その時にですねやはり
1:14:28	今の基本炉心というものは、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:14:31	どういう条件なのかっていうのはやっぱりないと。
1:14:39	当然基本方針っていうのは限られてるわけですよね今の許認可の範囲の中で、一部の条件として、そうすると、先ほどちょっとその説明、
1:14:50	どう、
1:14:51	ここで考えてるのは
1:14:54	格子盤を限定してるっていう話がありましたけど、そうするとですね、やはりその先ほどの、ちょっと私が聞いた共産ですかね。長さん。
1:15:07	んなのかわかりませんが、別にこういうところに、
1:15:11	す。
1:15:12	参考炉心というのが一番右側の欄としてありますけどね。
1:15:16	だけどここにやはりその今基本炉心というのは、この許認可の範囲の中で、どういうふうに限定してるのかっていうのは、本来見えるはずじゃないかと思うんですよ。
1:15:30	そうじゃない、そうじゃなくて滑っても基本方針というのは、中性子毒物、
1:15:37	変換のところだけ、バーになってますけどね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:40	基本的にシェアの投資バーンこれまでのこういう臨界集合体だと、小柴を新たにつくれば設工認になって、
1:15:51	当然それは
1:15:54	例えば、今後やろう、やろうとし、考えられてね、デブリの事件装荷物を使うための、わかるような実験だと。
1:16:05	そういう場合は、特殊な 50 本を作る可能性もあるわけで、
1:16:13	だからそこが見えてないんで、今の保安規定がどこまでカバーしてるのか。
1:16:20	実験局計画との関係で、どういう修正を今後考えられてるのかっていうそこが見えないんで、
1:16:27	この協賛についても、今の基本炉心というのが一つの仕様であるならば、
1:16:32	何かしら限定的に、今の基本としてはこういう条件だっというそういうインフォメーションが必要なんじゃないかと思いますけど、いかがですか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:43	はい。今いただいたコメントは先ほどいただきましたフォローの次期計画もあわせて全体ぶーというコメントに包含されるかと思しますので、ちょっと御説明資料作らせていただきたいと思います。
1:16:59	規制庁のミヨシスペース、その辺、
1:17:02	今後の
1:17:03	無人
1:17:05	構成との
1:17:08	比較というか対応はわかるような説明がいただければいいか。
1:17:13	はい、承知しました。そうしましたら、
1:17:20	はい、規制庁島村ですそのほかいかがでしょうか。
1:17:24	スゴウ。はい。はい、どうぞ。スゴウです。
1:17:28	ちょっと何名。
1:17:30	Gなんですけれども、
1:17:34	ちょっと私がよく理解できてないんであれなんですけど、申し訳ないんですけど。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:17:39	例えば許可その津波に対してその安全盤の性能と相まって浸水を想定しても未臨界を確保できる範囲に限定するってあると思うんですけども、
1:17:52	この7ページとか、こういうのを見たときに、
1:17:56	それどこを見れば、その数、こうわかるものなんでしょうか。
1:18:03	うん。
1:18:05	はい臨界神野医師です。それはこの未臨界版の中性子実効増倍率。
1:18:10	さあ、0.995以下というところで、松波で水没しても未臨界版が入ってる限り臨界にはならないと。
1:18:17	いうところで確認することができます。あとは安全盤については、海水水没時、こちらも運転中に津波が来て、
1:18:27	安全盤が入っても、はい。はい。入ればですね、海水で水没しても0.99を以下というところでこの二つの項目で、海水水没時の未臨界確保については確認ができるというものになっています。
1:18:43	規制庁のスゴウです。わかりましたありがとうございます。
1:18:49	そういうのを見れば、ちょっと私はわかんなかったんですけども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:56	要は、設置許可との整合性が取れてますってということだと思っんですけども、いずれにしてもですね、多分
1:19:08	許可で、
1:19:09	多分これって
1:19:12	炉心とかの制限とか、その炉心構成とかの制限とかに関わるような、許可でのお約束事項だと思ってるんですけども、
1:19:22	それをその保安規定ではなくて、
1:19:27	その下部規定の方で、
1:19:31	規定するっていうことを、何に今なってると思っんですけどちょっと前回お願いしたのは、
1:19:42	この下部規定も合わせた上で許可の申請書と整合しているとかっていう、
1:19:49	ことを示して欲しかったわけではなくて、
1:19:53	保安規定で、
1:19:55	それは要は許可とか施工にねこうしますっていう、約束した事項を、
1:20:02	のうちど、どういうところを保安規定に定めて我々の国の認可を受けようとしてるのか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:20:10	どういうところ以下みたいなものは、下部規定で、その J A の中の裁量の範囲の中で、
1:20:20	今後運用していこうとしてるのかっていう。
1:20:25	その考えをちょっとお示ししていただきたかったんですけども。
1:20:30	そういう考えを整理していただけますでしょうか。
1:20:40	はい臨界 1 課の石井ですけども、
1:20:44	はい許可ではさっきお示した通りですね。
1:20:54	こういった許可申請書にはこの値が書いてあって、
1:21:02	排水水没人が未臨界を確保すると。
1:21:05	いう言葉はありますけれども、これ修正実効増倍率が幾つになるというのは具体的な数字は書かれていないというのが、許可申請書の記載ですね。
1:21:16	それに対して、
1:21:20	保安規定では
1:21:23	炉心構成書というところに、安全盤の反応度という項目を設けると、それで運転手引きのところで、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:21:33	改正することにしても委員会法の中性子実効増です。この二つの項目で、
1:21:38	問題を確保するということが確認できるようにはなっているんですけども、ちょっとそこら辺の考え方ははい、ちょっと説明したいと思います。
1:21:48	規制庁のスゴウです。はい。
1:21:52	特に使われるのがですね、皆さんなんで、
1:21:59	その挙カーでこうやって帰ってあっても数字書いときはわかるんだって いうのは、あるのかなと思うんですけど。
1:22:06	いずれにしても、
1:22:10	許可である意味制限をかけてるものを、
1:22:17	自分たちの裁量の範囲でやるってということに対してちょっと私自身は若干違和感があるんで、
1:22:27	いずれにしてもちょっと考え方を整理してもらおう。
1:22:31	整理してください。
1:22:33	はい。そうしますと、考え方を整理して説明させていただきます。すみません鹿野イシイです。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:22:40	スそれから、
1:22:44	それ、
1:22:46	コメントNo.の、
1:22:49	はっきりかな。
1:22:51	ページが、
1:22:59	ナンバー8 ですね、14 ページになるんですけども、
1:23:05	ちょっと確認なんです、
1:23:08	その原科研の中での、
1:23:11	要は宇井衛藤保安規定とかに記載するルールみたいなものとして、
1:23:18	衛藤ソノ、各施設の章で自然現象等が起きた場合の措置みたいのを書いてると思うんですけども、
1:23:27	その安全機能に影響を及ぼす自然現象についてその確証で、
1:23:35	記載して、
1:23:37	いるってということで、その他の今回も資料で示してもらってるような、
1:23:45	風水害みたいな話については、
1:23:49	それから9 品質マネジメントシステムの文書にぶら下がる。
1:23:55	この事故対策規則とか、そういう二次文書三次文書に従って、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:01	江藤を原科研としてはそういうルールで保安規定とかも定めているし実際もう、そういうふうにしてるって全体のその何ていうんすかね。
1:24:10	まとめ方のルールとしてそうなってるという理解でいいんですかね。
1:24:15	はい認可の位置ですけども、そのような理解で間違いありません。本規定ではソフトでやっぱり担保しなきゃいけないことを、
1:24:25	を記載していますと。
1:24:28	保安規定から少しは見える部分は下部要領で少し手当をしているという作りになっています。
1:24:38	規制庁のスゴウですあれですねそのソフトで対応しなければいけないっていうのも
1:24:44	あくまで
1:24:45	許可の申請し、許可の審査の中で、その安全機能に影響があるかなしや というところで、そのラインが引かれているっていいですか。
1:24:57	そうです。はい。許可の中で説明した時にソフト対応が必要になるもの ですね、火山灰の除去だとか、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:07	火山灰が例えば降ってきたときに、ほったらかしにしてると、建屋が押しつぶされてしまうと。
1:25:14	ということで許可主顧客境界を送付と、許可要件の中でソフトにしたものを分けて定めています。
1:25:23	規制庁の宗です。はい。考えはわかりましたね。
1:25:28	その時になんですけども、今資料の 14 ページの表 8 中にある凍結なんですけど、
1:25:37	これそのもの、
1:25:39	最低企業に対して適切な余裕を考慮して凍結、
1:25:45	防止対策を行うっていうソフト対応することになってるようにしか見えないんですけど。
1:25:52	これは、
1:25:54	どこで、
1:25:56	犬の下部規定なん。
1:25:58	よかったんですけど、規定されてますか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:26:02	これはソフトではなくて、換気空調設備を設けて、温度制御を行うというハードで対応するんで、保安規定には特に定めてないです。これは、 すいません規制庁清これはハードの話なんですね。そうですね。はい。
1:26:16	なるほどじゃん、これ。これはもう
1:26:19	設工認かなんかなのかわかんないですけど、
1:26:24	実際にハード対応しているそこで、
1:26:28	マンドなんか金を設定してて、そこをたたけば、
1:26:34	勝手に温度制御をしてくれるっていうことになってるという理解でいい ですか。そうです。はい管理官の石井ですけども、管理区域内は下空調 設備で基本的には上に保たれてますんで、
1:26:48	それで凍結防止対策はなされているというものになってます。
1:26:54	規制庁のスゴウですはい。わかりました。理解できましたありがとうございます ございます。
1:27:02	はい。規制庁嶋村ですけれどもそろそろ予定していた時間が近づいてき たんですけど、その他、特にポン酢、
1:27:14	発言ありますでしょうか。
1:27:17	規制庁藤森ですけど。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:27:20	ちょっと時間もあれですけどちょっと一般的なところで、
1:27:24	ですけど、
1:27:27	S T A C Yの熱力、通常1ワット程度っていうのがこの資料5ページ目に書いてあるんですけど、
1:27:38	これ1は、
1:27:40	程度で一般的にそのS T A C Yの運転で考えられて、1ワット程度でどれぐらいの時間1回の運転で、
1:27:50	運転するのかこの1ワット程度だとどれぐらいの本数の燃料、
1:27:54	を想定してるのかって、
1:27:57	教えてもらえますか。
1:28:00	はい。S T A C Yの運転に関しましては大体1ニチイあた落として、5、早いうちにはある程度そういう出入り運転。
1:28:14	ですね、Aの
1:28:18	原子炉でございますので、はい。普通時間制動です。はい。それから は、
1:28:25	はい。一応発行の出力食うですけども出力と燃料の本数はちょっと独立でございます、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:28:36	200本300本ぐらいの、もう少し5%ですね200本300ぐらいのの運転が多いということになります。
1:28:48	S T A C Yはい。燃料の燃焼減等いたしますので、はい。ちょっとその辺り違って参ります。
1:29:01	はい。
1:29:02	おはようございます。
1:29:04	あと
1:29:07	以上電源設備等、収穫期設備っていうのを運転開始を1人1回常駐しなければならぬ。
1:29:17	なあって、
1:29:19	これ非常用電源設備と圧縮空気設備ってそもそも、
1:29:23	何のために、
1:29:26	あるんでしたっけ。
1:29:29	はい。いっぺんかいしんですけれども、非常用電源設備は継続機能を、計測機器に給電してて、パラメーターを監視するのに用いてます原子炉停止状態を確認するだとか、
1:29:42	そういったものに用いてます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:29:46	圧縮空気設備わあ、
1:29:50	そうそうそう、圧縮空気はバルブの開閉とかですね、そういったものに使ってます。
1:29:58	急速排水弁を基本的にW A C送ってて、開状態にして悪がたまれば、カクウ供給してて急速排水弁が閉の状態に運転してて、
1:30:10	もしそれが供給が絶たれば、急速排水弁が開になって、廃止になって原子炉が止まるというものになっています。
1:30:17	フェイルセーフですね。はい。
1:30:20	はい。ありがとうございます。あと商用電源は単にその継続系だけであって、特に何か
1:30:27	か、スクラム時なり事故時に何か、
1:30:31	冷却とか、
1:30:33	何かどっかの設備に要求しなきゃいけないというわけではないものなりましたっけ。はい。不定詞は冷却とか、そういったものがいらぬものになってますんでそういうものに供給するものではありません。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:30:48	はい。提示いただく S T A C Y は重力によって安全盤がオオウチまた同じように重力によって水が抜けることによって停止するという労力を必要とせず、止めることが黄色になっております。
1:31:03	はいわかりましたありがとうございます。
1:31:07	はい。規制庁嶋村です。それでは
1:31:13	時間が来てしまいましたので
1:31:17	本日資料の修正とかが、
1:31:24	それから新しく作っていただくとか、
1:31:27	多少あるかと思えますけれども、
1:31:32	あと、II ぐらいまでに、資料、
1:31:36	できますでしょうか。
1:31:42	規制庁藤森ですけど基本その辺ヒアリングを、
1:31:46	の後に事務的な話なので、落ちても、はい。はい。はい、ではその辺また、
1:31:55	へえ。
1:31:56	後で相談させていただきたいと思います。
1:32:02	その他の J A さんの方から何かありますでしょうか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:32:07	民間の意思ですけど1週間ぐらいを目途に資料は、修正して提出いたします。他はないです。はい。
1:32:16	わかりました。はい。その他ございませんで誤差ございませんでしたら本日のヒアリングはこれで終了します。
1:32:25	どうもありがとうございました。
1:32:28	はい、ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。